

総合評価落札方式（技術提案型）評価要領

令和2年3月24日元建政技第451号

（最終改正 令和5年4月28日5建政技第14号）

1. 趣旨

この評価要領は、総合評価落札方式（技術提案型）試行要領（以下「試行要領」という。）に基づく適正な評価の手続きを実施するため、必要な細目を定める。

2. 評価方法

- (1) 技術評価会議は、原則として入札参加者に対してヒアリングを行い、提出された技術提案書の内容を確認する。
- (2) 技術評価会議は、技術提案書の評価を行う。
- (3) 技術提案等の評価の視点、評価基準は次のとおりとする。

1) 建設工事

① 全般

- ・ 入札参加者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し評価する。
- ・ 何が課題かを的確にとらえ、正しく認識しているか。
- ・ 設計図書、現場条件、設計条件等を踏まえた提案となっているか。
- ・ 提案内容が技術基準等を満たしているか。また、明らかな法令違反がないか。
- ・ 提案内容は具体的手法とその効果、実績などが記載されているか。
- ・ 配置技術者が提案を理解しているか。
- ・ 配置技術者の責任において技術提案書が作成されているか。（配置技術者が作成していないことが認められる提案が含まれる事項は「評価できない」とする。）
- ・ 曖昧な表現など実施内容が不明瞭な提案、確実性・実効性に疑義のある提案、目的物の品質の低下が懸念される提案は「評価できない」とし、その事項におけるすべての提案が該当する場合にはその事項を「評価できない」と判断する。
- ・ 設計図書の変更が伴う提案は「評価できない」とする。ただし、変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でないもの」、「工事目的物の変更が伴わないもの」の条件を満足するものは除く。
- ・ 工事目的物に求める機能やその効果と比較し過度なコスト負担を要すると判断される提案（別紙2「オーバースペック事例」に該当するものなど）は、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない他者の提案より優位な評価としない。

② 工程管理に係る技術的事項

- ・ 工程遅延防止、主要工種における作業の効率化、工程管理等に関する工夫

③ 材料の品質管理に係る技術的事項

- ・品質の確保・向上が見込まれる技術的な工夫
- ④ 施工上の課題に対する技術的事項
 - ・施工上の課題への対応の的確性と工夫
- ⑤ 工事の特性に応じた課題に関する項目
 - ・工事の品質確保・向上や安全な施工が見込まれる技術的な工夫など案件ごと提案項目の内容に応じて判断

2) 委託業務

① 全般

- ・入札参加者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し評価するものとする。
- ・何が課題かを的確にとらえ、正しく認識しているか。
- ・設計図書、現場条件、設計条件等を踏まえた提案となっているか。
- ・提案内容が技術基準等を満たしているか。
- ・提案内容は具体的手法とその効果、実績などが記載されているか
- ・配置技術者が提案を理解しているか。
- ・配置技術者の責任において技術提案書が作成されているか。（配置技術者が作成していないことが認められる提案が含まれる事項は「評価できない」とする。）
- ・曖昧な表現など実施内容が不明瞭な提案、確実性・実効性に疑義のある提案、目的物の品質の低下が懸念される提案は「評価できない」とし、その事項におけるすべての提案が該当する場合にはその事項を「評価できない」と判断する。
- ・設計図書の変更が伴う提案は「評価できない」とする。ただし、変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でないもの」、「工事目的物の変更が伴わないもの」の条件を満足するものは除く。
- ・工事目的物に求める機能やその効果と比較し過度なコスト負担を要すると判断される提案（別紙2「オーバースペック事例」に該当するものなど）は、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない他者の提案より優位な評価としない。

② 業務の実施方針、業務実施体制、工程（フロー）に関する事項

- ・設計図書に示す業務を行うにあたり、「課題」に対する「着目点と着目理由」と「着目点に対応した実施方針」に係わる提案が適切か。
- ・1提案は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って記載する。複数の着目対象が1提案に記載されている場合は、当該提案は「評価できない」とする。
- ・高い品質が確実に期待できる実施体制や取組内容、業務フロー、工程計画が提案されているか。
- ・業務の実施にあたり、技術的かつ総合的なサポート、最適化やアドバイスが期待できる体制について、具体的な技術力等を明示した提案があるか。

- ・ 業務工程の遅延防止、作業の効率化、工程管理等に関する提案があるか。

③ 業務の特性に応じた課題に関する項目

- ・ 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的であるか。

(案件ごと提案事項の内容に応じて決定する)

- ・ 契約後の設計内容を拘束するような提案となっていないか。

3) その他

技術提案書評価に関する留意事項は、別紙1のとおり。

(4) 評価の区分は、次のとおりとする。

1) 入札参加者から提出された技術提案等について、下表の評価基準に基づき、技術提案等を求める事項ごと次の4段階評価を行う。

評価段階	評価基準	係数
評価A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に優れた提案がある。 ・ 高い効果が期待できる提案がある。 	1.0
評価B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の視点に即し、優れた提案がある。 ・ 効果が期待できる提案がある。 	0.6
評価C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の視点に即している。(標準的な提案) 	0.2
評価D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案がない、又は評価できない 	0.0

2) 評価は相対評価により行う。

3) 評価点は、配点に係数を乗じて算出し、評価者の平均値(少数点以下第2位を四捨五入し、少数点第1位までとする。)とする。

(5) 技術評価会議は、各評価者の評価を審議し、委員会として総合的に判断し、技術提案書評価結果表を作成する。なお、次のいずれかに該当する場合は、入札書は無効とする。

- ① 白紙(未記入)
- ② 提案事項の評価点のいずれかが0点(全ての評価者が評価D)
- ③ 法令違反の記載

(別紙1)

技術提案書評価に関する留意事項について

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事や業務において、工事の条件や現場条件等から設定した技術的課題に対する施工上の工夫等の技術提案を評価します。技術提案書を作成する場合は以下のポイントを参考にしてください。

1. 技術提案について

技術提案等を求める事項は、工事の条件や現場条件等を考慮した施工上の課題を踏まえ設定します。技術提案書の作成にあたっては、入札公告及び次の①～⑥について留意のうえ、記載してください。

①当該現場の課題

記載内容は工事の条件や現場条件等から、適切な課題を抽出し記載してください。

②具体的な提案内容

提案内容は次に示す事項を参考に具体的に記載してください。曖昧な表現など実施内容が不明瞭な提案、確実性・実効性に疑義のある提案、目的物の品質の低下が懸念される提案は当該提案を「評価できない」とし、その事項におけるすべての提案が該当する場合にはその事項を「評価できない」と判断します。

ア) 曖昧な表現は評価しません。

「原則として・・・」「・・・するよう努める。」「必要に応じ・・・する。」などの表現による提案内容は評価しません。

イ) 履行の確実性・実効性に疑義がある提案は評価しません。

他工事との調整や他機関との協議など新たな調整・協議を必要とする内容や、履行の確実性・実効性が担保されない提案は評価しません。

ウ) 実施することで品質の低下が懸念される提案は評価しません。

③実施効果

提案内容が抽出した課題を解消するため、どの程度効果があるかを記載してください。期待される効果の有無及び有効性・具体性・適切性等について評価します。

④実績及びその効果

提案内容に係る実績の有無、及びその際の実績を記載してください。実績がない場合は、実現可能な根拠を示してください。実現の見込みがない若しくは技術的根拠が確認できない場合、当該提案は「評価できない」とします。

⑤試行対象工事等に関する提案

「週休2日」、「ICT活用」など実施要領等により工事費等の設計変更を行うこととしている運用等に関する提案内容は評価の対象としません。ただし、実施要領に示す仕様や例示以外に先進的な取組で高い実施効果が得られるものは評価の対象とします。

⑥提案数について

技術提案等を求める事項ごとの提案数は下記のとおりです。これを超える提案があった場合には、当該事項について「評価できない」とします。なお、提案には通し番号を「提案の通し番号／総提案数」と記載してください。

区分	項目・事項	提案数
建設 工事	(1) 施工計画に関する項目 ア 工程管理に係る技術的事項 イ 材料の品質管理に係る技術的事項 ウ 施工上の課題に対する技術的事項 エ その他発注者が定める事項	1 事項あたり最大 3 提案
	(2) 工事の特性に応じた課題に関する項目	最大 5 提案
委託 業務	(1) 業務の実施方針、業務実施体制、工程（フロー）に関する事項	実施方針については最大 5 提案 業務実施体制、工程（フロー）についてはそれぞれ 1 提案
	(2) 業務の特性に応じた課題に関する項目 ア 工程管理に係る取り組み事項 イ 成果品の品質向上に係る取り組み事項 ウ 合意形成のための取り組み事項 エ その他発注者が定める事項	1 事項あたり最大 5 提案

2. 過大な提案（オーバースペック）について

技術提案は多大な費用を要する内容を求めるものではありません。工事費（業務費）を圧迫した場合、工事（業務）品質を低下させる可能性が高いことから、目的物に求める機能やその効果と比較し過度なコスト負担を要する過大な提案と判断される提案は、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない他者の提案より優位な評価としないこととします。また、確実性・実効性に疑義のある提案、目的物の品質の低下が懸念される提案と判断できる場合は「評価できない」と判断します。

提案項目ごとに提案内容を実施した場合の「工事費（業務費）に対する増減額の割合（％）（※1）」を明示してください。

※1 過大な提案かを判断するための目安とします（※2）ので、提案項目ごとに増減額の割合を記載してください。（少数第1位を四捨五入し、整数止め）

※2 増加割合のみで判断するものではありません。

なお、過大な提案の主な事例は次のとおりです。

①条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案

地質条件によって設計変更の対象となるトンネル掘削パターンや補助工法に関する提案

②管理基準の厳格化に係る提案

出来形管理、品質管理における管理頻度・管理箇所を増加、試験項目の追加、規格値の厳格化やコンクリートの品質管理基準に対し過度な自社基準を設ける提案、騒音振動等の観測機器、観測箇所を過剰に追加する提案

③過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案

専任の観測員の過剰な配置、交通誘導員を過剰に増員する提案、過剰設備（多大な費用を要する濁水処理設備等）を増設する提案

④過剰な材料・配合・工法に関する提案

施工区間一連にわたりコンクリート強度を変更する提案、トンネル全線にわたり繊維補強コンクリートを採用する提案、必要以上に塗料を増塗りする提案

このほか、(別紙2) 技術提案のオーバースペック事例集を参考にしてください。

3. 設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が確認された場合は、入札を無効とします。

評価に値する内容が数多くあっても、設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が1項目でもあれば、入札書は「無効」とします。

4. 技術提案書の作成について

記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自らが作成してください。(当該工事に配置を予定している監理(主任)技術者の責任において技術提案書が作成されていることを意味する。)

5. 技術提案に関するヒアリングの実施について

ヒアリングは、当該工事に配置を予定している監理(主任)技術者(配置予定技術者)による技術提案書の説明と、それに関する質疑応答を行うものとし、提案内容や資料の追加は認めません。追加提案があった事項については「評価できない」と判断します。

ヒアリングの出席者は説明者を含め2名までとします。(共同企業体の場合は構成員ごと2名までとする。)

6. 技術提案書の作成状況の確認について

技術提案書を自らが作成していないことが認められる場合又は5のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の技術提案書は評価対象としません。

技術提案のオーバースペック事例集

【提案に対し、オーバースペックと判断する(した)場合がある事例】

※現場条件、工事特性等により、下記の提案が必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。

工種	発注者側が設定した 評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	
		工事内容	その理由
共通	コンクリートの耐久性向上対策	◇温度条件が一般的な現場において、品質向上のために暑中コンクリート、寒中コンクリートを使用するという提案	品質確保上「コンクリート標準示方書」に品質が確保されるよう対処すべきこととして定められているため
コンクリート構造物工事	コンクリートの品質・耐久性向上	◇ひび割れ防止目的のコンクリート混和材料を2種併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断
		◇必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用に過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断
		◇低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断
河川構造物工事	コンクリートの良好な品質確保	◇品質確保のためにコンクリート強度を変更(水セメント比の変更等)する提案	施工管理基準等の規定以上であり過剰であると判断
	コンクリートの品質確保を図るための施工方法	◇品質確保のためにコンクリート強度を変更する提案	施工管理基準等の規定以上であり過剰であると判断
トンネル工事	長期耐久性と品質の向上	◇トンネル全線でAE減水剤(高性能・中性能)を採用する提案(目的や施工範囲が明確でない場合に限る)	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担と判断
	コンクリートの品質・耐久性の確保	◇仮設トンネル全線でAE減水剤(高性能・中性能)を採用する提案	ダム工事の(仮設的な)仮排水トンネル覆工のため(材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示)
		◇仮設トンネルで充填性向上を目的とした流動化コンクリートを使用する提案	
		◇仮設トンネルで高強度コンクリートを使用する提案	
	長期耐久性と品質の向上	◇トンネル全線で非鋼繊維補強コンクリートを採用する提案(目的や施工範囲が明確でない場合に限る)	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担と判断
	コンクリートの品質・耐久性の確保	◇仮設トンネル全線で非鋼繊維補強コンクリートを採用する提案	ダム工事の(仮設的な)仮排水トンネル覆工のため(材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示)
		◇仮設トンネルでひび割れ抑制ファイバーを使用する提案	
	覆工コンクリートの品質向上対策について	◇コンクリート用ひび割れ抑制ファイバー等を使用する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
	覆工コンクリートの品質・耐久性向上	◇養生のための設備に加えて養生剤を併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断
		◇風雨の影響を受けにくい部位を含むコンクリート全面にわたって表面改質剤を塗布し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断
		◇仮設トンネルでのコンクリート全面にわたる表面改質剤の塗布に過剰な費用を要する提案	ダム工事の(仮設的な)仮排水トンネル覆工のため(材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示)
	断面縮小部の拡幅掘削における品質管理に係わる具体的な施工計画	◇設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案(目的及び施工範囲が適確な場合は除く)	必要以上の高性能な注入材の使用に係わる費用が過度なコスト負担につながるため
	覆工コンクリート施工計画	◇覆工コンクリートに関する事項における設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案(但し目的及び施工範囲が適確な場合は除く)	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担を要する提案と判断
	掘削工及び支保工施工計画	◇掘削工及び支保工に関する事項の内、掘削バタンや掘削補助工法等において設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案(但し目的及び施工範囲が適確な場合は除く)	使用目的、施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担を要する提案と判断
	一般土木	長期耐久性と品質の向上	◇地質条件に伴い設計変更対象となる掘削バタンや掘削補助工法に関する提案
クォータータイム区間のトンネル掘削工における地山の安定に係わる具体的な施工計画			必要以上の補助工法に係わる費用が過度なコスト負担につながるため
近接施工に伴う計測・観測方法について		◇計測設備を増設する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
		◇専任の計測・観測員を配置する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
坑口部の掘削に伴う地すべり地形の動態観測・管理体制について		◇動態観測機器を増設する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
		◇専任の監視員を配置する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
坑口部の地すべり対策箇所における動態観測について		◇動態観測機器を増設する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
		◇専任の監視員を配置する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
低土被りトンネル施工における計測結果の活用について		◇地表面沈下測定箇所を増設する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
		◇長尺先受け応力測定におけるひずみゲージを増設する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
掘削スリ運搬における環境保全対策について		◇機械設備を増設する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
		◇泥落とし装置を増設する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
周辺地域への環境対策に係わる具体的な施工計画		◇専任作業員(道路監視員など)を配置する提案	過度なコスト負担を要しているとして判断されるため
		◇周辺環境に対して、環境基準を大幅に下回る必要以上の対策効果を実現する提案	必要以上の周辺環境対策に係わる費用等が過度なコスト負担につながるため

橋梁基礎工事	太径鉄筋や高密度配筋部を有する橋脚躯体工におけるコンクリート打設方法の工夫について	◇橋脚躯体工のコンクリート打設方法の工夫として高流動コンクリートを使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	コンクリートの施工方法及び品質管理	◇品質確保のためコンクリート強度を変更する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため
築堤護岸工事	盛土工及び護岸工の施工管理について配慮すべき事項	◇追加ボウリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している事項のため
	運搬作業における土砂飛散防止対策	◇築堤上運搬路をダンプ走行する際は、全て敷鉄板を敷設する提案	施工範囲が適確でない場合は、過度なコスト負担による必要以上の効果であるため
	工事中の濁水等の流出等について配慮すべき事項	◇大規模な濁水処理施設（薬注施設を増加させたプラント）を設置する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
	工事中の水質汚濁対策	◇排水基準値を大幅に下回る濁水処理施設（薬注施設増加）を設置する提案	過度なコスト負担での設備追加による必要以上の効果であるため
	狭い施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	◇施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
	盛土材料の掘削・運搬にあたって配慮すべき事項	◇河川敷搬入路全区間にわたり舗装を敷設する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
	施工時の施工機械等による隣接する一般家屋への騒音・粉塵等について配慮すべき事項	◇施工区間一連にわたり家屋高相当の防音・防塵壁を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
砂防堰堤工事	河川水質保全への施工上配慮すべき事項について	◇高度処理施設による水質浄化等	必要以上の対策効果を実現する提案のため
	打継目の越冬時保護対策及び越冬後の打継目処理	◇打設済み堰堤全体を防寒仮囲いにより被い越冬させる等	必要以上の対策効果を実現する提案のため
プレストレストコンクリート	PC鋼材の長期健全性を、高い信頼性・確実性で確保するための対策	◇主桁コンクリートについての繊維補強の提案効果の程度及び範囲が適当ではないあるいは低い	効果の程度及び範囲が適当ではないあるいは低い
	コンクリート（床版（桁）、地覆、壁高欄）の充填性やひび割れ抑止等が必要な部位に対する配合及び打設・養生方法	◇地覆及び高欄コンクリートについて高性能AE減水剤を添加する提案	効果の程度及び範囲が適当ではないあるいは低い
	PCケーブル（グランド含む）の品質・耐久性向上	◇特殊なケーブルの採用に加え特殊なシースを併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用される材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断
	-	◇支承鋼材部に重防錆塗装（亜鉛7%溶射+7素塗装）を施す提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
鋼橋上部工	合成床版の品質管理に係わる具体的な工夫	◇設計図書等の範囲を超えた材料等のグレードアップに関する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案
	鋼橋の耐久性の確保、向上に資する工場製作等における工夫	◇鋼橋全面に増塗りする提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
		◇重メッキを実施する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
		◇金属疲労への耐性が高い鋼材等を使用する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
塗装の品質・耐久性向上または保護性さびの形成促進	◇風雨の影響を受けにくい部位も含む上部工鋼材全面にわたって塗装等を追加し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断	
アスファルト舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫	◇橋面防水工において全面にわたってシート系防水層を設ける提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	(防水対策を含む)	◇レベリング層において全面にわたって砕石マスタック混合物(SMA)を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
		◇BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	◇舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため

※建築工事、電気工事など上記以外の案件に関しても、本表を参考に判断します。